

伊勢茶の振興に関する条例（仮称）素案 概要

前文（背景）

- ・ 歴史と伝統ある伊勢茶は、現代においても三重県の主要な農産物
- ・ 国内での緑茶消費量が減少する一方、海外需要の増進等といった消費拡大の機運もみられる
- ・ このような中、伊勢茶の歴史と伝統の継承等がなされるため、伊勢茶の振興を図っていく



条例の目的

伊勢茶の普及の促進及び
伊勢茶の親しむ機会の確保
の2本柱により、伊勢茶の振興を図る

この条例における「伊勢茶」

この条例において「伊勢茶」とは、
三重県産のお茶全般を対象

- ※ 緑茶のみならず、ウーロン茶、紅茶等も広く対象
- ※ 伊勢茶の商品名を用いるかどうかを問わない



基本理念

- 伊勢茶の普及の促進
 - ・ 様々な場において伊勢茶に親しむ環境を整備
 - ・ 伊勢茶の価値向上及び消費拡大を図る
- 伊勢茶の親しむ機会の確保
 - ・ 伊勢茶の伝統と文化に関する知識等の普及と併せ、伊勢茶に愛着を持つことにつなげる

役割等

- 県の責務 ○茶業者の役割
- 飲食店営業者等の役割
- 茶業者等への支援
- 県民の協力等 ○市町との協働
- 連携協力体制の整備

計画の策定

伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶の親しむ機会の確保に関する
施策の施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定

※ 現行の「伊勢茶振興計画」と一体に策定することを想定

基本的施策

- 伊勢茶の普及の促進
 - ・ 飲食店営業者等による伊勢茶の販売等の促進
 - ・ 伊勢茶等による乾杯の取組の促進
 - ・ 伊勢茶の普及宣伝等の強化
 - ・ 伊勢茶の新たな需要の開拓の促進 ・ 伊勢茶の輸出の促進
- 伊勢茶の親しむ機会の確保
 - ・ 学校、家庭、地域等における伊勢茶の親しむ機会の確保
 - ・ 伊勢茶学に基づく食育の推進
- 顕彰
- 伊勢茶の日（or伊勢茶の月（週）間）

